

郡山市放課後児童クラブ入所選考基準

1 定員について

(1) 弾力的な定員

定員を超える入所申請があった場合は、各児童クラブ毎に弾力的な受け入れを行う。

弾力的運用の定員は、次のア・イにより算出する。

ア 児童 1 人あたりおおむね 1.65 m²の活動面積が確保できる人数を受入可能定員とする。

イ 児童クラブの利用率を考慮し、受入可能定員の 110%までを弾力的な定員とする。

(2) 入所制限

低学年（1～3年生）の児童については、原則、入所要件を満たした全ての児童の受け入れを行う。

高学年（4～6年）の児童については、低学年の入所状況により入所制限を設けることができる。

2 入所要件について

申請書類に不備があり、次の入所要件を確認することができない場合は審査を保留し、必要書類の提出を求め、提出期限（概ね 2 週間以内）までに必要書類が提出されない場合は、入所要件不備で入所不可とする。（この場合、待機児童とはしない。）

(1) 保護者の状況

同居している父母及び 65 歳未満の祖父母（利用年度中に 65 歳になる祖父母を除く。）が次の事由により児童の面倒をみることができない状況にあり、かつ、開所時間内に迎えに来ることができること。（迎えについては、18 歳以上の(2)の同居家族及び代理人も可とする。）

なお、同居の場合、世帯分離をしていても同居家族として取り扱う。

事由	保護者の状況
就労	週 3 日以上就労かつ、概ね 15 時以降までの勤務
疾病・障がい	疾病、障がい等がある
看病・介護	同居の親族を常時看護・介護している
就学	就学や職業訓練等をしている
出産	出産予定日の 6 週間前から出産後 8 週間まで

(2) 同居家族の状況

同居家族全員を記載する。住民票と居住地が異なる場合は、居住地について記載する。

(3) 支援児童

支援児童（障がい児等の支援を要する児童）及び医療的ケアが必要な児童は、当該児童を安全に育成支援できることを入所要件に追加する。

また、支援員等の意見も考慮し、必要な場合は保護者に追加で確認書類を提出させることができる。

なお、入所要件を満たした支援児童については、学年に関わらず優先して入所させることができる。

(4) 学区外通学

預け先があることを理由として学区外通学している児童は入所できないものとし、その他

の理由で学区外通学している場合は、許可書の写しを提出させる。

なお、児童クラブが開設されていない小学校に通学している児童は、児童クラブを預け先として学区外通学することができる。

3 途中入所について

弾力的な定員に達するまでは、途中入所を認める。

また、途中入所する場合、原則、入所を希望する前月 20 日までに入所申請をし、希望者全員の入所が難しい場合は、次の優先順位をもって入所決定する。

- (1) 学年の低い順
- (2) 支援児童
- (3) ひとり親家庭

なお、毎月月末に入所可能児童数を確認し、翌月 1 日に市ウェブサイトで各児童クラブの入所可能状況を公表する。

4 退所について

入所児童が、月の途中で入所要件を満たさなくなる場合においても、当該月については利用可能とする。(月末まで利用する場合の退所予定日は利用最終日とする。)

また、1 か月以上利用がない又は月の半分以上利用しない状況が続く場合は、保護者の就労状況等を調査することができ、昼間家庭において、児童の健全な育成を行うことが可能と認められた場合には、退所させることができる。

5 転校について

児童クラブに入所している児童が転校する場合は、転校する日をもって当該児童クラブを退所し、転校先の学校においても児童クラブを利用する場合は、改めて入所申請を行う。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。